

春の新規加入の ご案内

任意
共済



保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご確認ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



全国町村等職員

任意生命保険

【団体定期保険】

死亡・所定の
高度障がい状態を保障!!

任意生命保険 ご案内ムービー

右記を携帯電話・スマートフォン等で読み、アクセスしてください。(通信料がかかります)



全国町村等職員

任意医療保険

【総合医療保険(団体型)】

1泊2日以上の継続入院・
手術等を保障!!

任意医療保険 ご案内ムービー

右記を携帯電話・スマートフォン等で読み、アクセスしてください。(通信料がかかります)



お申込みはWEBで!

全国町村等職員

任意収入補償保険

【団体長期障害所得補償保険(GLTD)】

加入希望の方は
右記QRコードから
アクセスください。



GLTD ご案内ムービー

右記を携帯電話・スマートフォン等で読み、アクセスしてください。(通信料がかかります)



(詳細は15ページをご参照ください。)

任意生命保険のみ・任意医療保険のみのご加入も可能です。

申込締切日

令和6年4月30日(火)

加入日(効力発生日)

令和6年7月1日

重要

当ご案内は令和5年10月時点の保険の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。お申込みにあたっては、別途ご提供しております「パンフレット(全体版)」を必ずお読みください。

N-コンシェルジュのご案内

任意生命保険・任意医療保険に
ご加入の方のみの特典です!

健康管理から趣味に至るまで
豊富なメニューをご用意!!



LINE連携
始まりました

NEW

詳細は、裏表紙をご確認ください。

ライフイベントに合わせておすすめプラン!!

掛金は確定掛金です。ただし、掛金は毎年の更新日に再計算し直しします。
また、任意生命保険の本人・配偶者の掛金は年齢・性別・任意医療保険の本人・配偶者の掛金は年齢によって異なります。

<「任意生命保険」と「任意医療保険」について>
年齢は、保険年齢で記載しております。
「保険年齢」は、被保険者の年齢を年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切り上げます。



25歳の方 (独身)

本人: 25歳

独身でも、病気やケガによる入院・手術等・就業障害などへの備えは必要です。任意共済を上手に活用して備えましょう。

- ① 死亡保険金額 (高度障がい 保険金額)
- ② 死亡保険金額 (高度障がい 保険金額) + 災害保険金額 (災害高度障がい 保険金額)

本人
(月払掛金)
①の場合… 200万円
②の場合… 400万円
男性 240円
女性 162円

死亡・所定の高度障がい状態の保障



任意医療保険

総合医療保険 (団体型)

1泊2日以上の継続入院・手術等の保障

入院給付金日額

本人
(月払掛金)
5,000円
男性 1,180円
女性 1,180円

月額保険金額

本人 月額 15万円 (3口)
(月払保険料)
男性 1,485円
女性 1,503円

任意収入補償保険

団体長期障害所得補償保険

ケガや病気により長期間仕事ができなくなったときの収入を補償



お申込みはWEBで!

任意生命保険 + 任意医療保険 + 任意収入補償保険

月払掛金・保険料 合計

男性 2,905円
女性 2,845円



35歳の方 (配偶者・子ども1人あり)

本人: 35歳 男性 配偶者: 32歳 女性
子ども: 3歳

結婚やお子様の誕生で手厚い保障が必要となる時期です。団体保険としての割引が適用された掛金で、賢く保障を準備しましょう。

- ① 死亡保険金額 (高度障がい 保険金額)
- ② 死亡保険金額 (高度障がい 保険金額) + 災害保険金額 (災害高度障がい 保険金額)

本人
(月払掛金)
①の場合… 3,000万円
②の場合… 6,000万円
3,600円
配偶者
(月払掛金)
①の場合… 1,000万円
②の場合… 2,000万円
810円

入院給付金日額

本人
(月払掛金)
10,000円
2,670円
配偶者
(月払掛金)
5,000円
1,285円
子ども(1人)
(月払掛金)
3,000円
495円

月額保険金額

本人 月額 20万円 (4口)
(月払保険料)
3,136円



45歳の方 (配偶者・子ども2人あり)

本人: 45歳 男性 配偶者: 42歳 女性
子ども: 12歳, 10歳

お子様の教育資金やご自身の健康など様々なことに気を配る必要があります。任意共済をフル活用して保障を準備しましょう。

- ① 死亡保険金額 (高度障がい 保険金額)
- ② 死亡保険金額 (高度障がい 保険金額) + 災害保険金額 (災害高度障がい 保険金額)

本人
(月払掛金)
①の場合… 3,000万円
②の場合… 6,000万円
5,370円
配偶者
(月払掛金)
①の場合… 1,000万円
②の場合… 2,000万円
1,350円

入院給付金日額

本人
(月払掛金)
12,000円
4,032円
配偶者
(月払掛金)
5,000円
1,425円
子ども(2人)
1人あたり
(月払掛金)
3,000円
495円

月額保険金額

本人 月額 20万円 (4口)
(月払保険料)
6,316円



55歳の方 (配偶者あり)

本人: 55歳 男性 配偶者: 52歳 女性

退職後を意識し、将来的に退職者継続加入制度を活用することも視野に、任意共済で長期にわたる保障を確保しておきましょう。

- ① 死亡保険金額 (高度障がい 保険金額)
- ② 死亡保険金額 (高度障がい 保険金額) + 災害保険金額 (災害高度障がい 保険金額)

本人
(月払掛金)
①の場合… 2,000万円
②の場合… 4,000万円
6,600円
配偶者
(月払掛金)
①の場合… 400万円
②の場合… 800万円
928円

入院給付金日額

本人
(月払掛金)
10,000円
5,840円
配偶者
(月払掛金)
5,000円
2,165円

月額保険金額

本人 月額 15万円 (3口)
(月払保険料)
7,470円

23,003円

任意生命保険

(団体定期保険)

この保険の特徴

- 掛金には**団体保険としての割引が適用されます**。また、**1年ごと支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます**。
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになりません。
- 医師の診査ではなく、**健康状態等の告知によるお申込み手続きです**。
※告知に関しては、**正しく告知いただくとともに「お見直し」をご覧ください**。
- **一旦加入すれば、その後病気になるまでも、原則として、加入資格を満たすかざり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます**。
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
- **ライフイベントの変化に合わせて、毎年保障額の見直しができます**。
※「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因としてお支払事由(死亡・高度障がい)に該当した場合(※1)、「死亡保険金(高度障がい保険金)に加え、災害保険金(災害高度障がい保険金)(※2)のお支払対象となります」。
(※1)医師の診断書が必要とします。
(※2)災害保険金(災害高度障がい保険金)については、次の更新からお支払対象外となります。

過去3年間の平均配当還元率※

令和4年度*1	0%
令和3年度*2	約18.7%
令和2年度*3	約19.0%

配当還元率※
約12.6%

- 左記数値は各年度の配当実績に基づいたものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。
※年間払込掛金に対する配当金の割合です。
- *1 保険期間:令和4年1月1日～令和4年12月31日
- *2 保険期間:令和3年1月1日～令和3年12月31日
- *3 保険期間:令和2年1月1日～令和2年12月31日

加入資格

- 以下の加入資格の他、「中途加入申込書報告書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「はい」になる必要がありません。以下の年齢は令和6年7月1日現在の年齢です。
- 《職員》 町村(一部の市を含む)、あるいは町村(一部の市を含む)の一部事務組合・広域連合・系統町村会に所属する次の者で、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。(S34.1.2生～H2.2.1.1生まれの方)
 - ・町村長・副町村長・常勤の職員および公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき派遣される職員。
 - ・系統町村会その他町村関係団体の常勤の職員。
- 《配偶者》 系統町村会同一戸籍にある配偶者の方で、年齢満18歳以上65歳6カ月以下の方。(S34.1.2生～H18.7.1生まれの方)
- 《子ども》 職員の扶養する子どもで、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。(H14.1.2生～R41.1.1生まれの方)ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員が加入ください。この場合、保障額は同一となります。
※子どもは次のいずれかに該当する子をいいます。
(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に該当する規定を準用します)
該当しなくなった場合は、年齢22歳6カ月未満でも脱退となります。

1. 職員の子どもとしてその職員により生計を維持している者
2. 職員の配偶者の方で職員と同一の世帯に居住し、主として職員により生計を維持している者(職員の配偶者がすでに死亡しているときを含まず)

【在職者の更新年齢制限】

- 職員・配偶者の方は年齢85歳6カ月まで、子どもは年齢22歳6カ月まで更新できます。
- 【退職後の制度】
任意生命保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意生命保険 退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。
ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。
※本人が退職後、本人・配偶者・子どもは本人の新規加入・増額はできません。
※詳細は係の方までお問い合わせください。

- (ご注意)
- ①一旦加入すれば、その後病気になるまでも、原則として、加入資格を満たすかざり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
 - ②職員としての加入資格を有する配偶者は、職員としてご加入ください。(同一人の職員、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
 - ③配偶者・子どもは、職員として加入することはできません。
 - ④配偶者・子どもは、職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
 - ⑤保険期間中に職員が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
 - ⑥職員が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きをいただいた場合、「上記【退職後の制度】」のとおり継続加入いただくことができます。
※被保険者の氏名変更やご遺族の動向等の場合には、速やかに係の方へお申し出ください。

保障額と掛金

- 払込方法は加入団体ごとによって決まっておりますので、係の方にお問い合わせください。
- ※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切り上げます。

- 配偶者・子どもは、職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。(配偶者・子どものみで加入することはできません。)
- 記載の掛金は確定掛金です。ただし、掛金は毎年の更新日に再計算し適用します。また、掛金は直近更新日時点の保険年齢でご確認ください。
- 保険年齢71歳以上の方の掛金は、係の方へお問い合わせください。

(「保険金額 配偶者(500万円)はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。」「保険金額 配偶者(500万円)は、係の方へお問い合わせください。」「お子様は、400万円・200万円の保険金額からお選びください。」)

職員の方は、3,000万円～200万円の保険金額から、配偶者の方は、1,000万円～200万円の保険金額からお選びください。

月払掛金

対象	職員					配偶者					子ども		(ご参考) 配偶者
	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	400万円	
申込保険金額	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	400万円	200万円
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	400万円	200万円
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)+ 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	800万円	400万円	600万円	300万円	600万円	300万円
保 険 年 齢	(単位:円)												
15歳～35歳 (S63.7.2生～H2.7.1.生)	3,600	3,000	2,400	1,800	1,200	960	720	480	240	480	240	480	240
36歳～40歳 (S68.7.2生～S69.7.1.生)	4,290	3,575	2,860	2,145	1,430	1,144	858	572	286	572	286	572	286
41歳～45歳 (S63.7.2生～S68.7.1.生)	5,370	4,475	3,580	2,685	1,790	1,432	1,074	716	358	716	358	716	358
46歳～50歳 (S48.7.2生～S63.7.1.生)	7,170	5,975	4,780	3,585	2,390	1,912	1,434	956	478	956	478	956	478
51歳～55歳 (S43.7.2生～S48.7.1.生)	9,900	8,250	6,600	4,950	3,300	2,640	1,980	1,320	660	1,320	660	1,320	660
56歳～60歳 (S38.7.2生～S43.7.1.生)	13,800	11,500	9,200	6,900	4,600	3,680	2,760	1,840	920	1,840	920	1,840	920
61歳～65歳 (S33.7.2生～S38.7.1.生)	20,460	17,050	13,640	10,230	6,820	5,456	4,092	2,728	1,364	2,728	1,364	2,728	1,364
66歳～70歳 (S28.7.2生～S33.7.1.生)	29,790	24,825	19,860	14,895	9,930	7,944	5,958	3,972	1,986	3,972	1,986	3,972	1,986
15歳～35歳 (S63.7.2生～H2.7.1.生)	2,430	2,025	1,620	1,215	810	648	486	324	162	324	162	324	162
36歳～40歳 (S68.7.2生～S69.7.1.生)	3,450	2,875	2,300	1,725	1,150	920	690	460	230	460	230	460	230
41歳～45歳 (S63.7.2生～S68.7.1.生)	4,050	3,375	2,700	2,025	1,350	1,080	810	540	270	540	270	540	270
46歳～50歳 (S48.7.2生～S63.7.1.生)	5,370	4,475	3,580	2,685	1,790	1,432	1,074	716	358	716	358	716	358
51歳～55歳 (S43.7.2生～S48.7.1.生)	6,960	5,800	4,640	3,480	2,320	1,856	1,392	928	464	928	464	928	464
56歳～60歳 (S38.7.2生～S43.7.1.生)	8,580	7,150	5,720	4,290	2,860	2,288	1,716	1,144	572	1,144	572	1,144	572
61歳～65歳 (S33.7.2生～S38.7.1.生)	11,100	9,250	7,400	5,550	3,700	2,960	2,220	1,480	740	1,480	740	1,480	740
66歳～70歳 (S28.7.2生～S33.7.1.生)	14,670	12,225	9,780	7,335	4,890	3,912	2,934	1,956	978	1,956	978	1,956	978
保 険 年 齢	(単位:円)												
3歳～22歳 (H13.7.2生～R3.7.1.生)	405	575	675	895	1,160	1,430	1,850	2,445	360	180	360	180	360
※1人あたり の確定掛金 です。													

保障額と掛金(続き)

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を年齢で計算し、1年末歳の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切り上げます。

払込方法は加入団体ごとによって決まっておりますので、係の方にお問合せください。

「保険金額 配偶者(500万円)はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。

職員の方は、3,000万円～200万円の保険金額から、配偶者の方は、1,000万円～200万円の保険金額からお選びください。

お子様は、400万円・200万円の保険金額からお選びください。

半年払掛金

対象	職員						配偶者			こども		(ご参考) 配偶者	
	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円		500万円
疾病による場合 死亡保険金額(高度障害がい)保険金額)	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円	
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障害がい)保険金額) + 災害保険金額(災害高度障害がい)保険金額)	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	800万円	400万円	600万円	300万円	1,000万円	
保 険 年 齢	(単位:円)												
15歳～35歳 (S63.7.2生～H21.7.1生)	21,600	18,000	14,400	10,800	7,200	5,760	4,320	2,880	1,440				3,600
36歳～40歳 (S68.7.2生～S63.7.1生)	25,740	21,450	17,160	12,870	8,580	6,864	5,148	3,432	1,716				4,290
41歳～45歳 (S63.7.2生～S65.7.1生)	32,220	26,850	21,480	16,110	10,740	8,592	6,444	4,296	2,148				5,370
46歳～50歳 (S48.7.2生～S63.7.1生)	43,020	35,850	28,680	21,510	14,340	11,472	8,604	5,736	2,868				7,170
51歳～55歳 (S43.7.2生～S48.7.1生)	59,400	49,500	39,600	29,700	19,800	15,840	11,880	7,920	3,960				9,900
56歳～60歳 (S38.7.2生～S43.7.1生)	82,800	69,000	55,200	41,400	27,600	22,080	16,560	11,040	5,520	2,160 1,080			13,800
61歳～65歳 (S33.7.2生～S38.7.1生)	122,760	102,300	81,840	61,380	40,920	32,736	24,552	16,368	8,184	※1人あたり の確定掛金 です。			20,460
66歳～70歳 (S28.7.2生～S33.7.1生)	178,740	148,950	119,160	89,370	59,580	47,664	35,748	23,832	11,916				29,790
15歳～35歳 (S63.7.2生～H21.7.1生)	14,580	12,150	9,720	7,290	4,860	3,888	2,916	1,944	972				2,430
36歳～40歳 (S68.7.2生～S63.7.1生)	20,700	17,250	13,800	10,350	6,900	5,520	4,140	2,760	1,380				3,450
41歳～45歳 (S63.7.2生～S65.7.1生)	24,300	20,250	16,200	12,150	8,100	6,480	4,860	3,240	1,620				4,050
46歳～50歳 (S48.7.2生～S63.7.1生)	32,220	26,850	21,480	16,110	10,740	8,592	6,444	4,296	2,148				5,370
51歳～55歳 (S43.7.2生～S48.7.1生)	41,760	34,800	27,840	20,880	13,920	11,136	8,352	5,568	2,784				6,960
56歳～60歳 (S38.7.2生～S43.7.1生)	51,480	42,900	34,320	25,740	17,160	13,728	10,296	6,864	3,432				8,580
61歳～65歳 (S33.7.2生～S38.7.1生)	66,600	55,500	44,400	33,300	22,200	17,760	13,320	8,880	4,440				11,100
66歳～70歳 (S28.7.2生～S33.7.1生)	88,020	73,350	58,680	44,010	29,340	23,472	17,604	11,736	5,868				14,670

半年払掛金は月払掛金の **6倍** です。年払団体での新規加入者につきましては半年払掛金をご記入ください。

Memo

任意医療保険

(総合医療保険(団体型))

この保険の特徴

- **掛金には団体保険としての割引が適用されます。**
また、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
※既述され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになりません。
- **医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。**
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- **一旦加入すれば、その後病気になるまでも、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。**
もしイベントの変化に合わせて、**毎年保障額の見直しができます。**
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
- **1泊2日以上の継続入院の場合、入院給付金をお受取りになれます。**

山で参考 過去3年間の平均配当還元率*

令和4年度*1	0%
令和3年度*2	約14.8%
令和2年度*3	約16.0%

約 10.2%

● 上記数値は各年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。
※年間払込掛金に対する配当金の割合です。

- *1 保険期間：令和4年1月1日～令和4年12月31日
- *2 保険期間：令和3年1月1日～令和3年12月31日
- *3 保険期間：令和2年1月1日～令和2年12月31日

加入資格

● 以下の加入資格の他、「中途加入申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要がありません。
以下の年齢は令和6年7月1日現在の年齢です。

《職員》 町村(一部の市を含む)、あるいは町村(一部の市を含む)の一部事務組合・広域連合、系統町村会に所属する次の者
・年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。(S34.1.2生～H22.1.1生まれの方)
・町村長、副町村長、常勤の職員および公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき派遣される職員。

・系統町村会その他町村関係団体の常勤の職員。
《配偶者》 職員と生計を一にする配偶者の方で、年齢満18歳以上65歳6カ月以下の方。(S34.1.2生～H18.7.1生まれの方)
《ごども》 職員と生計を一にするごども(※)で、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。(H14.1.2生～R4.1.1生まれの方)
ただし、加入資格のあるごどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。
この場合、入院給付金日額は同一となります。
(※)該当しなくなった場合は、年齢22歳6カ月未満でも脱退となります。

【在職者の更新年齢制度】

職員・配偶者の方は年齢75歳6カ月まで、ごどもは年齢22歳6カ月まで更新できます。
※配偶者、ごどもは職員と生計を一にする方です。

【退職後の制度】

《退職者の継続加入制度》
任意医療保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意医療保険 退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。
ただし、配偶者の方は年齢75歳6カ月まで継続加入することはありません。
ごどもは退職者継続加入制度の対象となりません。ごどもは本人が退職後に到来する12月31日までの加入となります。
※詳細は係の方までお問い合わせください。

(ご注意)

- ① 一旦加入すれば、その後病気になるまでも、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ② 職員としての加入資格を有する配偶者は、職員としてご加入ください。(同一人が職員、配偶者の二重に加入することはできません。)
- ③ 配偶者、ごどものみで加入することはできません。
- ④ 配偶者は職員と同額もしくはそれ以下、ごどもは職員(配偶者も加入する場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ⑤ 保険期間中に職員が死亡または脱退された場合は、配偶者、ごどもも自動的に脱退となります。
- ⑥ 職員が上記加入資格を満たした場合は、年齢からその後の保険契約からの脱退手続きが必要ですが、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記(退職後の制度)のとおり継続加入いただくことができます。
※被保険者の氏名変更やご家族の異動等の場合は、速やかに係の方へお知らせください。

主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。
給付金をお支払いにあたっては、原則となる方や病気が加入日(※)以後に生じたことが必要となります。
(※)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日(をいい、単独部分については「加入日」を「増額日」として扱います。

給付の名称	お支払事由の概要	お支払額	お支払限度※1
入院給付金	ケガや病気を等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回]入院※2 124日 [通算] 1,095日
入院療養給付金	入院給付金をお支払いする入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回 ※3
手術給付金(20倍) ※4	1泊2日以上継続して入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けたとき	入院給付金日額 × 20	通算なし
手術給付金(5倍) ※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射、温熱療法を受けたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

● 継続給付金の受取のため、手術の保障は、総合医療保険(団体型)への加入日(※)からその日本を含めて1年経過後の入院・手術にかぎります。
(※)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日(をいい、単独部分については「加入日」を「増額日」として扱います。
また、その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日(をいい、単独部分については「加入日」を「増額日」として扱います。)
● がん医療給付金(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入については、当該継続加入日からその日本を含めて1年以内の傷病発症後の取戻のため、入院・手術等でもお支払い対象となります。(この場合、継続加入前における新医療保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額、手術給付金日額、放射線治療給付金(回数)を適用します。
※1 お支払い限度については、更新前後の更新前日(年齢)を適用します。
※2 更新2回目については、更新前後の更新前日(年齢)を適用します。経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
※3 すでに入院療養給付金を受けて新たに申請を行った場合はお支払いの対象とはなりません。
※4 入院療養給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)をお支払いの対象となります。

保障額と掛金

払込方法は加入団体ごと決まっておりますので、係の方へお問い合わせください。

- ※「保障年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げます。
● 以下の入院給付金日額からご希望の入院給付金日額をお選びください。配偶者は職員と同額もしくはそれ以下、ごどもは職員(配偶者も加入する場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額をお申込みください。(配偶者、ごどもも自動的に加入してはなりません。)
- 記載の掛金は確定掛金です。ただし、掛金は毎年の更新日に再計算し適用します。また、掛金は直前更新日時点の保障年齢で確認してください。
- 保障年齢71歳以上の方の掛金は、係の方へお問い合わせください。

月払掛金

職員の方は、12,000円～5,000円の入院給付金日額から、
配偶者の方は、10,000円～3,000円の入院給付金日額からお選びください。

対象	職員		配偶者		ごども	
	申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
保障年齢	(単位:円)	(単位:円)	(単位:円)	(単位:円)	(単位:円)	(単位:円)
15歳～19歳 (H16.7.2生～H21.7.1生)	1,524	1,270	1,016	635	381	
20歳～24歳 (H11.7.2生～H16.7.1生)	2,292	1,910	1,528	955	573	
25歳～29歳 (H 6.7.2生～H11.7.1生)	2,832	2,360	1,888	1,180	708	
30歳～34歳 (H 1.7.2生～H 6.7.1生)	3,084	2,570	2,056	1,285	771	
35歳～39歳 (S69.7.2生～H 1.7.1生)	3,204	2,670	2,136	1,335	801	
40歳～44歳 (S64.7.2生～S69.7.1生)	3,420	2,850	2,280	1,425	855	
45歳～49歳 (S49.7.2生～S54.7.1生)	4,032	3,360	2,688	1,680	1,008	
50歳～54歳 (S44.7.2生～S49.7.1生)	5,196	4,330	3,484	2,165	1,299	
55歳～59歳 (S39.7.2生～S44.7.1生)	7,008	5,840	4,672	2,920	1,752	
60歳～64歳 (S34.7.2生～S39.7.1生)	9,324	7,770	6,216	3,885	2,331	
65歳～69歳 (S29.7.2生～S34.7.1生)	12,588	10,490	8,392	5,245	3,147	
70歳 (S28.7.2生～S29.7.1生)	15,888	13,240	10,592	6,620	3,972	
保障年齢	825	495				

保障年齢
3歳～22歳
(H13.7.2生～
R3.7.1生)

保障額と掛金(続き)

*「保険年齢」は、被保険者の年齢を誕生日で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切り上げます。

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

半年払掛金

職員の方は、12,000円～5,000円の入院給付金日額から、配偶者の方は、10,000円～3,000円の入院給付金日額からお選びください。

お子様は、5,000円・3,000円の入院給付金日額からお選びください。

対象	職員				配偶者				子ども	
	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円	
15歳～19歳 (H16.7.2生～H21.7.1生)	9,144	7,620	6,096	3,810	2,286					
20歳～24歳 (H11.7.2生～H16.7.1生)	13,752	11,460	9,168	5,730	3,438					
25歳～29歳 (H 6.7.2生～H11.7.1生)	16,992	14,160	11,328	7,080	4,248					
30歳～34歳 (H 1.7.2生～H 6.7.1生)	18,504	15,420	12,336	7,710	4,626			4,950	2,970	
35歳～39歳 (S59.7.2生～H 1.7.1生)	19,224	16,020	12,816	8,010	4,806					
40歳～44歳 (S54.7.2生～S59.7.1生)	20,520	17,100	13,680	8,550	5,130					
45歳～49歳 (S49.7.2生～S54.7.1生)	24,192	20,160	16,128	10,080	6,048					
50歳～54歳 (S44.7.2生～S49.7.1生)	31,176	25,980	20,784	12,990	7,794					
55歳～59歳 (S39.7.2生～S44.7.1生)	42,048	35,040	28,032	17,520	10,512					
60歳～64歳 (S34.7.2生～S39.7.1生)	55,944	46,620	37,296	23,310	13,986					
65歳～69歳 (S29.7.2生～S34.7.1生)	75,528	62,940	50,352	31,470	18,882					
70歳 (S28.7.2生～S29.7.1生)	95,328	79,440	63,552	39,720	23,832					

保険年齢
3歳～22歳
(H13.7.2生～
R3.7.1生)

半年払掛金は月払掛金の5倍です。年払団体での新規加入者につきましては半年払掛金をご記入ください。

Memo

正しく告知いただくために

- ◆生命保険は、加入された方々が掛金を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されると、掛金負担の公平性が保たれません。
- ◆任意生命保険および任意医療保険への新たなご加入のお申込みをお引受けできるのは、「中途加入申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に回答する方が全て「いいえ」となる方です。
- ◆以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

1 健康状態等について、被保険者ご本人が告知してください。(告知義務)

- 申込日現在および過去の健康状態等について、事実をありのままお知らせいただくことを「告知」といいます。
- この保険に新たに加入する際には、加入申込者ご本人に「中途加入申込書兼告知書」の裏面に記載されている「質問事項」について、告知いただく義務（告知義務）があります。
- 過去の傷病歴（傷病名、手術の有無、治療期間等）、現在の健康状態等について、「中途加入申込書兼告知書」でお申込みください。
- 告知にあたり、「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる場合のみ、お申込みください。
- 上記に当たり、生命保険会社の職員（営業職員、コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えただけでは、告知いただいただけでは、告知いただけません。

- この保険は、「中途加入申込書兼告知書」をご提出いただくことで、健康状態等について「告知」いただくこととなります。
- 告知をお受けできる権限（告知受領権）は、生命保険会社があります。必ず「中途加入申込書兼告知書」にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員（営業職員、コールセンター担当者等）、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただけないこととなりますので、ご注意ください。

3 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入のお申込みをお断りするものではありません。

- 「質問事項」には過去の傷病歴等について記載しておりますが、質問事項に記載の「医師の治療・投薬」には、次のもの（*）は含まれません。傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入のお申込みをお断りするものではありません。
- 詳細については、右記の「6 中途加入申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明をお読みください。
- （*）医師の治療・投薬には、一過性の軽微な疾患（かぜ、アレルギー性鼻炎、歯痛、頭痛、腰痛、皮膚炎、皮膚病）によるものは含まれません。

4 告知義務に違反された場合は、ご加入のお申込内容を解除させていただきます、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「中途加入申込書兼告知書」裏面に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しただけであったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。
- 責任開始日から1年を経過しても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することがあります。
- 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに申込みいただいた掛金は払戻しません。
- （ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもつながらない場合には、保険金等のお支払いをいたします。）
- （*）告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員、コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について告知をすることをお断りした場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することができません。
- 「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただいた場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。
- たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な事由、上記にかなわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに申込みいただいた掛金は払戻しません。また、高度障害（脳神経疾患、脳脊髄疾患、脳脊髄疾患）による傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。
- 任意医療保険の給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日をのぞいて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

5

後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委任した者が、保険金等の請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6

「中途加入申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新病加入する申込者それぞれがウェブプリント等に記載の加入資格を満たしていること、および「中途加入申込書兼告知書」の裏面に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。
- 当たる被保険者（本人）が新病加入する申込者の告知内容（質問事項）に対する答え）をとりまとめたうえで、「中途加入申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果をご記入ください。
- 「中途加入申込書兼告知書」を記入いただく際には、加入動機等に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項（契約概要「注意喚起情報」を含む）、医療保険契約内容確認画面ならびに個人情報の取扱い等を必ずお読みいただき、告知内容が事実と相違ないことをご確認くださいのうえ、「申込印」欄に押印してください。
- 「中途加入申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

「中途加入申込書兼告知書」の質問事項

任意生命保険（団体定期保険）

- (ア) 申込日現在、職員は健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。
（配偶者およびごどもは、申込日から過去3か月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。）
- (イ) 申込日から過去1年以内に、病気を患ったことが手術を受けたこと、連続14日以上入院したことがありますか。
- (ウ) 申込日から過去1年以内に、病気を患ったことが、14日以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。

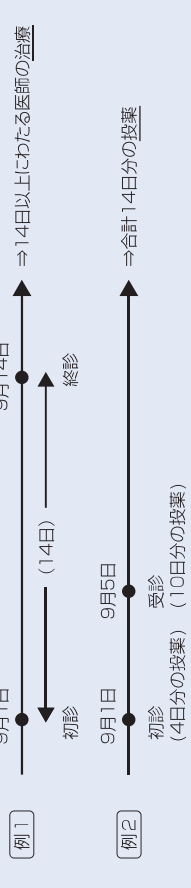
任意医療保険（総合医療保険（団体型））

- (ア) 申込日から過去3か月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。
- (イ) 申込日から過去5年以内に、病気を患ったことが手術を受けたことがありますか。
- (ウ) 申込日から過去5年以内に、病気を患ったことが、7日以上にわたり*4、医師の治療・投薬*2を受けたことはありますか。

補足説明

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤（公休・普通休暇等）によるものも含む）を指示されている場合などをいいます。
- *2 「医師の治療・投薬」とは、医師による治療・投薬のほか、診察・検査・指示・指導を含みます。
注）一過性の軽微な疾患（かぜ、アレルギー性鼻炎、歯痛、頭痛、腰痛、皮膚炎、皮膚病）によるものは含まれません。
- *3 「14日以上にわたり」とは、初診から最終までの期間が14日以上の場合をいいます。
たとえば、変診は2日でも、その間が14日以上の場合は、合計14日分以上の投薬を受けた場合は、「14日以上」となります。
- *4 「7日以上にわたり」とは、初診から最終までの期間が7日以上の場合をいいます。
たとえば、変診は2日でも、その間が7日以上の場合は、合計7日分以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。

【14日間の例】



- なお、以下のような場合は告知事項に当てはまりませんが、質問事項に記載の内容からは除外されます。
 - ・医師の指示ではなく、自分で市販の薬を服用した
 - ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
 - ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯を受けた
 - ・妊娠（正常）で入院した
 - ・健康診断や人間ドックで「要経過観察」と指摘された
 - 新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日（告知日）現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

●「中途加入申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入をお断りすることがあります。 日本生命保険相互会社 企業保険サービスク 2023.11 K2023-375

退職者継続加入制度

(任意生命保険・任意医療保険)

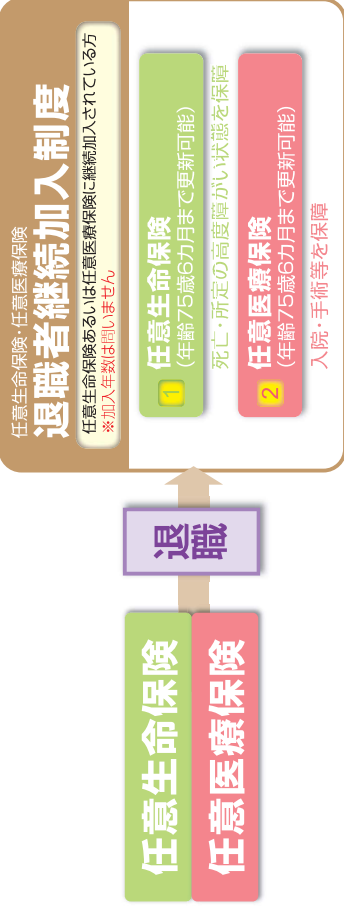
これから退職される方へ

退職後継続加入を希望される方のお手続きは更新時ではなく、退職時にお手続きいただけます。詳細は係の方へお問合せください。

● 退職後加入者の事務は事務代行会社(株式会社日本共同システム)への外部委託(退職者直轄制度)となっております。

退職後における制度の取扱いについて

〈退職後に継続してご加入になれる制度〉



退職者継続加入制度について (任意生命保険・任意医療保険)

- 保険金額・入院給付金日額は、退職直前に加入していた金額以下で選ぶことができます。
- 退職者継続加入制度への移行時およびその後の更新時に保険金額・入院給付金日額を増額することはできません。

加入資格

- 任意生命保険
 - 任意医療保険
- 共通

任意生命保険・任意医療保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。

ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。ご本人は退職者継続加入制度の対象となりません。ご本人が退職後に到来する12月31日までの加入となります。

なお、任意生命保険のみ、または任意医療保険のみを継続することもできます。(更新時のみ)

※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。

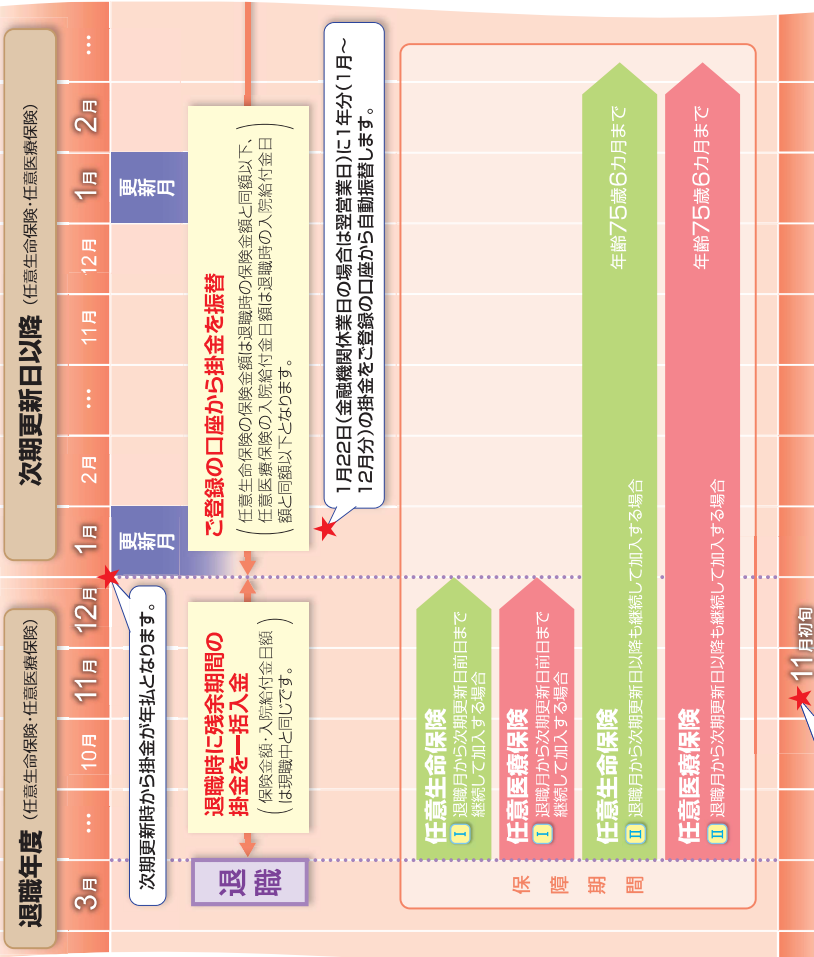
※詳細は係の方までお問合せください。

退職時のお取扱い

- 任意生命保険
 - 任意医療保険
- 共通

退職月から次期更新日(1月1日)以降も継続してご加入を希望される方は、退職時に退職翌月から次期更新日前月(当年12月)までの残余期間の掛金を一括で入金いただくとともに、「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」を11月初旬までに係の方へ提出ください。

(例) 令和6年3月末日をもって退職され、退職後も継続してご加入を希望された場合



● 「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」のご提出のタイミングにより、口座振替および「申込書(退職者用)」の印字がされる場合とされない場合があります。

提出時期	口座振替	「申込書(退職者用)」の印字
① 7月末	○	○
② 8月以降11月初旬	○	×
③ 11月初旬以降	×	×

※上記の「提出時期」において、いずれも生命保険会社での受付・手続きが完了している必要があります。
※②(8月以降11月初旬)・③(11月初旬以降)の場合は、以下の書類を必ずセットでご提出する必要があります。

提出書類	記入内容等
1 退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書	記入・(金融機関お掛け印)押印
2 申込書兼告知書	加入区分「脱退」を○で囲み、申込印を押印
3 申込書(退職者用)	白紙に必要事項を記入・押印(同額または減額のみ)

● 退職者継続加入の意思がありながら、申込締切日(11月初旬)に間に合わなかった方や締切日以降に退職された方は、各加入団体から掛金が徴収されます。申込締切日(11月初旬)以降、年度内に「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」を提出された方は、翌年度から退職者直轄として取扱われますが、口座振替は翌々年度からになります。

任意収入補償保険

【団体長期障害所得補償保険】
(GLTD=Group Long Term Disability)

引渡幹事保険会社・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

この保険の特徴

長期療養時の補償

ケガや病気により、免責期間(90日)を超えても仕事ができないうつが続いている場合に**最長で65歳まで所得を補償**します。
(傷病が原因でやむを得ず会社を退職する場合でも、お支払条件を満たすかぎり保険金は継続して受け取ることができます。)

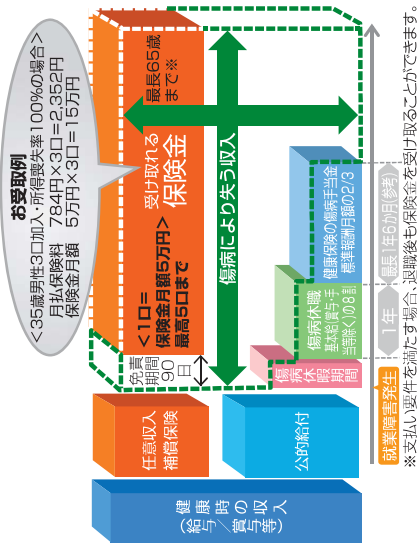
精神障害も補償

うつ病等の精神障害により、免責期間(90日)を超えても仕事ができないうつが続いている場合に**最長で24か月所得を補償**します。
(精神障害補償特約セット。)

妊娠に伴う障害も補償

妊娠、出産、早産または流産による**身体障害**により、免責期間を超えても仕事ができないうつが続いている場合に所得を補償します。
(妊娠に伴う身体障害補償特約セット。 ※ 女性のみセットされています。)

補償のイメージ図



取扱内容

◆加入資格

町村(一部の市を含む)とその一部事務組合・広域連合および系統町村会に所属する町村長、副町村長、常勤の職員(雇用期間1年以上)で令和6年1月1日において満15歳以上満64歳以下で、告知日時時点で正常に勤務されている方。

◆保険期間(ご契約期間)

令和6年7月1日午後4時より令和7年1月1日午後4時
※このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては専用WEBサイトに掲載の「任意収入補償保険のご案内」を必ずご確認ください。契約概要のご説明・契約概要のご説明・注意喚起情報をお読みください。

任意収入補償保険は 専用WEBサイト からお申込みいただけます。

1 専用WEBサイトにアクセス

初回ログインURLを入力し、パソコン・スマートフォンからアクセスしてください。

【初回ログインURL (PC・スマートフォン共通)】 <https://aiomisaydowe-j.jp/OfficeSelect?p=MjExNzAwOTc0Mw>

※下記ユーザー情報を登録し、メールアドレス登録のお知らせ]メール本文中のURLからアクセスしてください。

【初回ログインQRコード】



(注)QRコードは、

登録商標です。

2 ユーザー情報登録画面で、団体コード[PLH01]を入力してください。

※共用メールアドレスはご登録いただけません。

メールアドレスは、必ず利用可能(受信可能)なアドレスを登録してください。登録したメールアドレス宛にメールが送信されます。

トドメイン指定を設定されている場合、各種お手続きに関するメールを受信することができませんので、ドメイン指定の設定を受信可能に変更後に、ご登録ください。

3 お申込みいただいた方には後日、口座振替依頼書を加え、口座振替依頼書をお送りさせていただきます。

WEBの入力のみでは、お申込みは完了しません。口座振替依頼書を加え、口座振替依頼書をお送りさせていただきますので、ご返送も、お申込みが完了します。

保険料は令和6年8月22日指定口座から引落します(月払)。毎月22日引き落とし日です(金融機関休業日の場合翌営業日)。

〈引渡幹事保険会社〉

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(幹事:分担割合76%)

損害保険ジャパン株式会社(非幹事:分担割合20%)

日本生命保険相互会社(非幹事:分担割合4%)

〈取扱代理店〉

株式会社千里

株式会社千里

Memo

1 新規加入される場合、「中途加入申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「はいえ」となることが必要です。
「正しく告知いただくために」を十分確認いただき、お申込みください。

2 新規加入される方は、「中途加入申込書兼告知書」を係の方へ提出ください。
また、死亡保険金受取人欄に個人名を記入し、職員(配偶者)との続柄が「その他(9)」となる方を職員(配偶者)の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」を合わせてご提出ください。

3 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。

◎ **令和6年4月30日(火)までに係の方にご提出ください。**
◎ **白紙の「中途加入申込書兼告知書」等が必要な場合は、係の方までご請求ください。**

チェック欄	確認項目
任意生命保険	任意医療保険
✓	1 加入団体名を記入し、掛金払込方法を○で囲んでください。(払込方法は加入団体ごとに決まっています。)
✓	2 係の方に確認いただき、正確にご記入ください。
✓	3 「中途加入申込書兼告知書」を記入された日をご記入ください。 ※告知日として重要です。(募集期間は3/1～4/30です。)
✓	4 氏名は全てカタカナでご記入ください。
✓	5 性別・年号を○で囲み、生年月日をご記入ください。
✓	6 配偶者・子どもも申込みされる場合、ご記入ください。 ※夫婦ともに職員の場合は、配偶者の方も職員(本人)として別々にお申込みください。 ・配偶者・子どものみのお申込みはできませんので、ご本人さまとのセットでお申込みください。
✓	7 今回申込みされる加入区分・保険金額を○で囲み、掛金は払込方法に応じてP4・P5の該当箇所を参照のうえご記入ください。 ただし、保険金額は「本人≧配偶者、本人≧子ども」とします。
✓	8 職員・配偶者の死亡保険金受取人を指定し、氏名(カタカナ)・続柄・コード・人数をご記入ください。 今回申込みされる加入区分・保険金額を○で囲み、掛金は払込方法に応じてP4・P5の該当箇所を参照のうえご記入ください。 ただし、入院給付金日額は「本人≧配偶者≧子ども」とします。
✓	9 必ず5枚すべてに申込印を押印してください。(スタンプ印可) (職員と配偶者は別の印を押印してください。)
✓	10 掛金合計額をご記入ください。 任意医療保険のみご加入の方は、記入不要です。
✓	11 新規加入をご希望の方は、「中途加入申込書兼告知書」裏面の「質問事項」をご確認ください。 ・職員が新規加入のお申込みをされる方の告知を取りまとめのうえ、新規加入する全ての申込者について質問事項に対する答えが全て「はいえ」となることを確認のうえ、チェック欄にチェックしてください。(し点を記入ください。) ※質問事項に対する答えが「はい」となる方は、新規加入することができません。
✓	注 内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。

任意生命保険 任意医療保険 中途加入申込書兼告知書 (団体定期保険・終身定期保険・終身医療保険 (団体型))

加入団体名: 〇〇町役場

089876500

99999

7 任意生命保険 本人≧配偶者、本人≧子ども

8 任意医療保険 本人≧配偶者、本人≧子ども

9 2人以上指定する場合は死亡保険金受取人指定書の提出が必要。

10 掛金合計 73,182

11 新規加入する申込者 (または、配偶者、子ども)に該当する申込者の氏名を取りまとめ、以下の内容をご入力ください。 (注) 質問事項に対する答えが「はい」となる方は新規加入することができません。

任意生命保険 任意医療保険

任意生命保険 任意医療保険

※当「中途加入申込書兼告知書」は記入用本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

任意生命保険 任意医療保険 のお問合せ

- お照会、保険金・給付金請求方法につきましては、係の方までお問合せください。
- また、募集期間中のお申込み手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、以下「制度内容・お申込み手続きに関するお問合せ先」に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。
- なお、募集期間後の引受保険会社への要望・苦情につきましては、以下の日本生命窓口までご連絡ください。

<東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県>

日本生命保険相互会社 TEL: 0120-563-925 (通話料無料)
法人サービスセンター [受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (休日・12/31～1/3 を除く。)]

<上記以外の道府県>

日本生命保険相互会社 TEL: 0120-123-840 (通話料無料)
企業保険サービス課 [受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (休日・12/31～1/3 を除く。)]

※お問合せの際には、記号証券番号(任意生命保険は 931-1988、任意医療保険は 900-95060)をお知らせください。
*支払業務全般のお問合せ先 日本生命保険相互会社 団体保険支払サービス課 TEL: 0120-302-438 (通話料無料)

任意収入補償保険 のお問合せ

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、係の方までお問合せください。
- また、募集期間中の申込み手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、以下に記載のあいおいニッセイ同和損保 専用コールセンターまでご連絡ください。

<保険金の請求に関する連絡先>

事故が起こった場合は、ただちにあんしんサポートセンターまでご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 TEL: 0120-985-024 (無料)
あんしんサポートセンター [24時間・365日受付]

※おかけ間違いにご注意ください。

※IP 電話からは 02-76-90-8852 (有料)におかけください。

制度内容・お申込み手続きに関するお問合せ先

任意生命保険・任意医療保険

(受付期間)
令和16年9月1日(金)～
令和16年4月30日(火)

通話料無料 **0120-375-696**

※保険金・給付金請求方法に関しては、係の方へご確認ください。

(受付時間)
月曜日～金曜日 9:00～17:00
(休日を除く。)

あいおいニッセイ同和損保 専用コールセンター

通話料無料 **0120-500-826**

※お問合せの際は団体名「全国町村会」をお知らせください。受付期間外の照会については係の方へお問合せください。
※ご家族からいただいたご照会内容によっては、個人情報保護の観点から回答を制限させていただく場合がございます。

Memo

『ログイン&LINE連携』でN-コンシェルジュを使いこなそう！

2023年5月よりリニューアル！
より便利に、よりお得に、ご利用いただけようになりました！

LINE **N-コンシェルジュ** **LINE公式アカウント**

LINE連携方法

STEP①
以下QRコード or URLから
N-コンシェルジュにアクセス

STEP②
必要情報を入力後、ログイン

STEP③
お得意に、便利に使いこなそう！
LINE連携することで...

- 次回以降、認証レス！
ログイン時の入力が必要に！
- 優待割引や
クーポンの情報を
タイムリーにお届け！
- 使いたいときに
すぐアクセスできる！

※画面はイメージです。

■あなたのお悩みを専門家がサポート！

- 最近、不安が強くなり疲れない・・・
- 会社の健康診断で、異常を指摘されたけれどどうすればいいの？
- こどもが急に具合が悪くなって...夜間診療が可能な医療機関は？
- 両親が老人ホームを探しているのだけれど、近くにないから？

健康・介護・メンタルヘルスのお悩み、
相談できる場所がありますか？

優待特典やコラムなど、健康に
まつわるコンテンツが満載！

メンタルヘルス相談 健康管理・介護相談 **ご家族サポート** など充実のサポート体制！

電話相談 **0120-800-173** (通話料無料)
健康・介護・メンタルヘルスに関するお電話は

※ご利用の際、相談員から団体名・年齢・性別・お住まいの都道府県をお伺いします。また、左記電話番号をご利用には、お手教ですがメール相談のご利用、もしくは**03-6737-9626** (通話料お客様負担) をご利用ください。なお、メール相談については、N-コンシェルジュにアクセスしてご利用ください。

まずは
こちらから
ログイン

【スマホ読み取り】



OR

【ログインURL】

<https://nlp-smktg.jp/public/seminar/view/55>

- 「お気に入り(ブックマーク)」に登録する場合は、QRコードをスクリーンショット後、お登録ください。
- ログインIDの入力を求められた場合は、「zenkokuchoushin」をご入力ください。

※QRコードは (株) デンソーエーゴの商標です。

【ご留意点】

● 「N-コンシェルジュ」(加入者向けサービス)をご利用になるのは、日本生命対象商品にご契約されている団体の加入者となります。新規に加入された場合、加入月(効力発生日)の第4日曜日の朝8時前までのご利用が可能です。ご加入日はペンフレンドをご確認ください。なお、お手続き状況によっては、ご利用が1カ月遅れる場合がございますので、ご了承ください。＜対象商品＞所定の要件を満たす(新)団体定期保険、総合医療保険(団体別)、3大疾病保障保険(団体別)、団体長期障害所得補償保険、または、みんなの団体の団体定期保険(新無配当特約付団体定期保険) ● 「ヘルスケアサポート」は、加入者の同居の家族もご利用いただけます。● 「N-コンシェルジュ」の特典である商品・サービスのうち、各提携先が提供する商品・サービスのご利用に関し生じた損害について、日本生命は責任を負いません。● 12月31日～1月31日、5月1日～5月31日、9月1日～9月30日、12月の25日直前の日曜日は定期メンテナンスのため、当サービスはご利用できません。定期メンテナンス日以降も、定期または不定期にご利用を停止する場合があります。● 記載の情報は、2023年5月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。

全国の町村等職員の皆さまへ

働くあなたへ、ちょっといいもの

N-コンシェルジュ

(企業保険付帯サービス)

LINE連携が
始まりました

のご案内



任意生命保険（団体定期保険）または任意医療保険（総合医療保険（団体型））
ご加入の皆さまがご利用いただけます。

N-コンシェルジュとは・・・**お得**がいっぱいのサービス！皆さまの日常生活をサポートします！

～職員の皆さまのために団体が導入している福利厚生制度です～

サービスの一例をご紹介します！

スマホ提示型のクーポンや、**日本生命独自の優待特典**など、
様々なご利用シーンに応じて**お得**に使いこなそう！！

詳細は
前ページへ

グルメ

各種飲食店 ▶▶▶ 代金割引等



ショッピング

各種店舗 ▶▶▶ 購入代金割引等
ビックカメラ コジマ AOKI



レジャー

各種レジャー施設 ▶▶▶ 入場料割引等



N-コンシェルジュのご利用で**誰でも応募可能なキャンペーン**も随時開催中！

コンビニ商品
が当たる！

N-コンシェルジュ 利用者限定キャンペーン

開催中！

10月



ロッテ
雪見だいふく

11月



ポッカ キレートレモン
155ML

12月



7プレミアム ポテトチップス
うすしお味 70G または 濃厚コンソメ味 65G
いずれか1つ

1月



7プレミアム ビーフカレー 3種類から1つ
(甘口・中辛・辛口)

まずは
こちらから
ログイン

【スマホ読取り】



【ログインURL】

<https://nlp.smktg.jp/public/seminar/view/55>

OR

○ 「お気に入り(ブックマーク)」へ登録をする場合は、QRコードを読取ったすぐ後のページをご登録ください。
○ ログインIDの入力を求められた場合は、『zenkokuchouson』をご入力ください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの商標です。

コンテンツはもっとたくさん!! 普段の生活をもっと豊かにできるかも??

実際にログインして各種特典の詳細をCheck！

任意生命保険

任意医療保険